

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(3月分)

令和7年3月1日～令和7年3月31日

令和7年3月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<公益通報者保護制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月18日	【参考送付】公益通報者保護法の一部を改正する法律案についての会長声明	日本弁護士連合会 会長 瀧上玲子	第217回通常国会に公益通報者保護法の一部を改正する法律案(以下「本法律案」という。)が提出され、国会審議中である。本法律案は、全体として公益通報者の実効的な保護を一步前進させるものとして評価できるものであり、当連合会としても早期にこの法改正が実現することを期待する。 ただし、本法律案では、配置転換や人事権行使としての降格(以下「配置転換等」という。)については公益通報を理由としてされたものと推定する立証責任の転換の規定が盛り込まれておらず、公益通報者保護の観点からすればまだ不十分な点がある。公益通報者に対する不利益取扱いは、解雇や懲戒処分といったあからさまな処分ではなく、配置転換等によって公益通報者を閑職に追い込むといった事案も多いため、この点の立証責任は実務では問題となる場合が多い。配置転換等が立証責任の転換の対象から除外された理由としては、事業者の経営判断や人事・労務管理が制約されるおそれなどが挙げられているが、現に事業者側に証拠が偏在している状況に鑑みれば、立証責任を転換しても適切な配置転換等であることを事業者側が立証するのは困難ではない。 また、本法律案には、保護される公益通報のために必要な資料収集や持出行為に対する民事上・刑事上の免責規定、解雇、懲戒処分以外の不利益取扱いに対する刑事罰の導入、従事者指定義務以外の体制整備義務違反に対する是正命令及び同命令違反時の刑事罰の導入並びにフリーランス以外の取引先事業者等を保護すべき公益通報者に加えるべきことなど、公益通報者保護のために必要とされる規定が盛り込まれておらず、この点も不十分である。当連合会は、本法律案の審議において、これらの点についても、公益通報者保護のための重要な論点として十分な検討がなされることを求めるものである。

<地方消費者行政:6件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月3日	地方消費者行政の充実・強化のための意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 地方消費者行政プロジェクト	全国消費者団体連絡会 地方消費者行政プロジェクトでは、毎年度、都道府県の消費者行政調査を実施している。2024年度の調査は、活用期限が迫った「地方消費者行政推進事業」、消費生活相談員の確保や働きやすい環境、消費者庁・国民生活センターが検討を進めている消費生活相談のDX化、消費者安全確保地域協議会と見守りネットワークや重層的支援体制整備事業との連携等についてのアンケートを実施した。 上記調査の結果を踏まえた地方消費者行政プロジェクトの意見は以下のとおり。 1 地方消費者行政推進事業交付金の活用期間終了による地方消費者行政の縮小を生じさせないための財源措置を実施していただきたい。 また、地方消費者行政には国と地方公共団体相互の利害に関係する事業があることに着目するなどして、従来の枠組みを超える恒久的な財源措置についても検討していただきたい。 2 地方消費者行政強化事業交付金で活用されていないメニューがある実態に鑑み、自治体のニーズを把握して活用しやすいメニューを提供していただきたい。 3 消費生活相談員の働きやすさのための環境整備を求める。 4 消費者安全確保地域協議会の設置の推進と被害の未然防止や早期解決のために役割を発揮させる取り組みを進めていただきたい。 5 消費生活相談のDX化については、自治体の状況について不安や疑問に丁寧に対応して進めていく必要がある。
3月5日	地方消費者行政の充実・強化のための要望	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長 増田 悦子	消費生活センターにおける人件費に対する財政支援を要望する。 消費生活相談情報はPIO-NETシステムにより全国一元的に集約・分析され、我が国の消費者政策の策定及び消費者関連法制度の制定・改正の基礎情報になっている。消費生活相談情報を入力しているのは地方消費者行政の窓口にいる消費生活相員である。PIO-NETの新システム移行後、DX化により円滑に業務を進め「効率化」という成果を生み出すのは、システムを適切に活用する人であり、消費生活相談員である。 消費者庁創設後、消費生活センターの設置率は増加した。消費者教育推進法の制定、消費者安全法の改正等により、消費生活相談の機能強化、消費者教育が推進されてきた。消費生活相談員及び地方消費者行政に関わる職員の適正な配置と、変化の速い社会経済情勢に対応できるよう継続的なレベルアップの仕組みが重要であり、そのためにはこれらの従事者に対する人件費の確保が必要。 地方消費者行政強化交付金等による支援により、地方消費者行政は消費者庁創設前と比較すると躍進したが、相談件数は減少していき、消費者は新しい取引や巧妙・悪質な手口にさらされている。特にデジタルに不慣れた高齢者等からの相談は対面で時間をかけて対応することが不可欠である。消費生活相談員は、高度な専門性とコミュニケーション能力、調整力を習得していかなければならない。 消費者教育においては、消費生活相談員による出前講座は、「自分事」として捉えることができる実践的な消費者教育といえる。 地方消費者行政の厳しい財政により、相談員不足は今後更に加速し、深刻な問題となる。理由の一つに処遇改善が進んでいないことがあり、会計年度任用職員制度の導入により、一定の改善が図られたが、地域格差が広がっている。もう一つの理由として、広範囲かつ高度な専門性を必要とすることから新たな消費生活相談員試験の合格者が、消費生活相談が未経験であることなどから採用されないという現象も起きている。消費生活相談員不足のために未経験者の育成ができない悪循環に陥っている。 消費者庁創設後、地方消費者行政は、消費者庁の地方分室としての役割を担い、窓口の開設、消費生活相談員の確保を図ってきた。消費生活センターの認知及び消費者ホットライン188番の周知が徐々に浸透しつつある。今後我が国の消費者行政の更なる充実強化のためには、消費生活センターにおける人材の確保による継続的な取組が不可欠である。消費生活センターにおける恒久的人件費の支援を切に要望する。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月18日	地方消費者行政の安定的な推進のための国の措置を求める意見書	日本司法書士会連合会 会長 小澤吉徳	(1)国は、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置(消費生活相談員人件費に活用できる新たな制度の創設を含む。)を行うべきであり、恒久的な財源措置制度を創設するまでの間は、地方消費者行政強化交付金(推進事業分)に相当する財政支援の継続を行うべきである。 (2)消費者教育・啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、高度・専門的な消費者問題対応等の先駆的取組等、地方公共団体が地方消費者行政強化交付金(推進事業分)を活用して行ってきた取組が後退・衰退することがないよう、新たな財政措置を行うべきであり、新たな財政措置制度を創設するまでの間は、地方消費者行政強化交付金(推進事業分)に相当する財政支援の継続を行うべきである。
3月24日	国による地方消費者行政への財政支援の継続・拡充を求める意見書	大阪弁護士会 会長 大砂裕幸	1 国は、地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を延長すべきである。少なくとも、国は、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費や研修費等にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すべきである。 2 地方自治体が実施する消費者行政に係る事務のうち、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについては、消費者安全法第46条及び地方財政法第10条を改正し、国が、恒久的に、その経費の全部又は相当部分について、財政負担を行うものと位置付けるべきである。 3 2026年度移行を目指して進められているPIO-NET刷新及び消費生活相談のデジタル化において、国は、その運営に関する諸費用を、全額負担すべきであり、少なくとも交付金等によって相当部分を国が措置すべきである。
3月31日	消費生活相談体制をはじめとする地方消費者行政の維持・強化を求める意見書	愛知県弁護士会 会長 伊藤倫文	1 国は、消費者が全国どこにいても消費者問題専門家による消費生活相談を受けられる体制の維持・整備、消費者被害防止の施策の継続・強化が実施できるよう、財政基盤の弱い地方公共団体においても自主財源が相当程度の比率に達するまでの期間、地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すべきである。 2 2026年度(令和8年度)移行を目指して進められている消費生活相談のデジタル化において、地方公共団体が負担するとされているシステム運営のための経費について、全額国が費用負担すべきであり、少なくとも、交付金等によって相当部分を国が措置すべきである。 3 消費生活相談情報の聴取及びPIO-NET登録事務、重大事故情報の国への通知事務、法令違反者に対する行政処分事務、適格消費者団体の活動支援事務等、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものに対し、その経費の全部又は相当部分について、地方財政法第10条を改正して国が恒久的に財政負担する事務として位置付けるべきである。
3月31日	地方消費者行政の強化のため、国の財政支援の継続・拡充を求める要望書	全大阪消費者団体連絡会 事務局長 米田覚	地方消費者行政は、地域で消費者のくらしの安全・安心を守り、国においては事業者処分や政策立案の基礎データとして活用され、事業者の取引適正化と健全な発展にも貢献している。その体制と施策が維持・推進されるよう、国は、地方自治体に対し、消費生活相談員の人材確保をはじめとする消費生活相談体制の維持・強化と消費者被害防止の各種施策に活用できる交付金措置を継続することを要望する。 また、地方消費者行政には、国と地方自治体相互の利害に関係し、国全体の水準を確保する必要がある事務が含まれていることに鑑み、従来の枠組みを超える恒久的な財源措置を国が実施することを要望する。

<その他:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月25日	【参考送付】薬機法改正による条件付き承認制度の拡大等に反対する意見書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	<p>第1意見の趣旨 第217回通常国会に上程されている薬機法改正案について、①現行薬機法14条3項において、承認申請書に添付しなければならない資料について、臨床試験の試験成績に関する資料の提出が必要であることを明記していた点を変更し、同条文から「臨床試験の試験成績」という文言を削除し「品質、有効性及び安全性に関する資料として厚生労働省令で定める資料」とすることに反対する。②厚生労働省から提案されている条件付き承認制度の適用拡大に反対する。③リアルワールドデータのみに基づく薬事承認に反対する。</p> <p>第2意見の理由 今国会に上程されている条件付き承認制度に関する薬機法改正案(以下「本改正案」という)は、薬機法の根幹をなす原則規定を変更したうえで、現行の条件付き承認制度の適用を不適切に拡大し、さらには、リアルワールドデータを承認申請資料とすることを一般的に可能とするものであり、当会議は、この改正案に反対する。</p> <p>・本改正案の条件付き承認制度の問題点は以下のとおりである。(1)適用対象の問題。(2)承認前に実施される試験に関する問題。(3)臨床的有用性が合理的に予測可能であればよいとすることの問題。(4)市販後の有効性と安全性の検証に関する問題。(5)承認取り消しの実効性に関する問題。(6)市販後安全対策の実効性に関する問題。(7)薬機法14条3項から「臨床試験の試験成績」を削除することの不当性。(8)過去の問題事例を総括する必要性。</p> <p>・リアルワールドデータのみによる承認を可能としてはならない。本改正案では、条件付き承認制度において、承認時や市販後の検証試験に替えてリアルワールドデータを利用することが想定されている可能性がある。薬機法14条3項は、承認申請に臨床試験資料の提出を求める承認制度の根幹にかかわる原則を定めた規定であるから、この規定を変更することによって、今後、条件付き承認制度以外の承認にもリアルワールドデータの利用が拡大されるおそれがある。そもそもリアルワールドデータが臨床試験データに替わり得るかは学術的に全く合意されていない。またリアルワールドデータを薬事承認・保険償還などの重要な意思決定に用い得るかについても、学術的にも社会的にも全く合意されていない。従って、リアルワールドデータのみに基づく薬事承認を可能とする法改正に改めて反対する。</p>
3月31日	主食である米の需給及び価格の安定確保を求めます	主婦連合会 会長 河村真紀子	<p>昨年夏の店頭での米不足を契機に米の価格高騰が続いている。米は日本人の主食であり食料安全保障の要である。自給率の観点から安価な輸入米へ置き変わりが進むことを強く懸念している。国産米の需要拡大と安定供給体制の確立は急務である。主食の米が持続的・安定的に生産され、いつでも誰でもしっかり食べられるようにするため、以下のとおり要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化している米の流通の実態と、今回の米不足の全容を把握し、価格高騰の原因を解明すること。 ・備蓄米の放出については、価格の変動など判断の基準を明確にすること。 ・米の生産を抑え、縮小してきたこれまでの政策を見直し、生産拡大へ方向転換し、食料安全保障を強化すること。 ・生産拡大で価格が下がっても生産が継続可能とするなど、農家への所得補償制度を充実させ、安定的に生産を続けられる農業政策を早急に検討し実現すること。
3月31日	【参考送付】HPVワクチンの積極的接種勧奨再開に関するMSD株式会社との交渉経過の公表に関する要望書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	<p>要望の趣旨 以下の事項に関する厚生労働副大臣及び厚生労働省健康局予防接種室とMSD株式会社(以下「MSD」という)との交渉経過を説明するとともに、交渉経過を記録した文書の速やかな公表を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①HPVワクチンの積極的接種勧奨の再開 ②HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施 ③日本向けのHPVワクチン(ガーダシル、シルガード9)の数量の確保 <p>要望の理由 1.2021年当時、厚生労働省が水面下でMSDと協議し、HPVワクチンの積極的接種勧奨を再開することを前提に、MSDがワクチンを確保していたが、その後も再開に向けた手続きが進まなかったことから、MSDが、確保したワクチンを「廃棄するようなことがあれば、今後の供給にも悪影響を与える」との警告文書を厚生労働省に渡していたことがネットメディアの公開記事で報じられた。当会議はその文書の情報開示請求を行い、2024年10月31日に開示を受けた。</p> <p>2.開示文書には以下の事実が記載されていた。①MSDが当時の厚生労働省副大臣との面談において、積極的勧奨の再開とその後のキャッチアップ接種に必要なワクチンの確保にかかる要請を受けていたこと。②後日、厚生労働省健康局予防接種室からもワクチン確保の要請について書面で連絡を受けていたこと。</p> <p>3.積極的勧奨の再開には、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の審議と判断が必要であったが、議論がまったく行われなかった状況下で、積極的勧奨の再開のみならずその後のキャッチアップ接種についてまで、必要なワクチンの確保を要請したのはきわめて不当な行為である。</p> <p>4.副反応検討部会では、わずか1か月あまりの審議で積極的勧奨の再開が決定された。2013年6月から8年余りに渡り中止されてきた積極的勧奨について、短期間の形式的な審議で再開が決定されるのはきわめて不自然である。</p> <p>5.上記経過に照らすと、積極的勧奨の再開については、当時の厚労副大臣及び厚生労働省健康局予防接種室とMSDの水面下における交渉が決定的な役割を果たしていたといえる。HPVワクチンの積極的勧奨の再開という政策決定過程の透明化のためには、その交渉内容が明らかにされる必要がある。</p>

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から2件の意見等が寄せられました(内訳:公益通報者保護制度:1件、地方消費者行政:1件)。寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。